

有田川土地改良区定款

昭和43年 4月 1日制定
昭和47年 4月 6日改正
昭和63年 3月29日改正
平成16年 3月30日改正
平成18年 3月30日改正
平成24年 3月28日改正
平成27年 3月26日改正
平成31年 3月27日改正
令和 2年 3月27日改正

第一章 総 則

(目 的)

第 一 条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第 二 条 この土地改良区は、有田川土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、和第137号である。

(地 区)

第 三 条 この土地改良区の地区は、次の地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市 町 名	大 字 名
有 田 川 町	市場、中野、小川、丹生、糸野、下六川 庄、垣倉、出、尾中、角、長田、上中島、長谷、船坂、田角、賢、井口、大谷、田口 大賀畑、下津野、天満、野田、小島、明王寺、水尻、土生、植野

湯 浅 町	田、栖原、吉川、湯浅
有 田 市	(宮原町) 新町、須谷、東、道、滝、滝川原、畑、 (糸我町) 中番、西 下中島、山田原、新堂、星尾、辻堂、千田、野、山地、古江見、宮崎町、箕島、 (初島町) 里、浜
海 南 市	(下津町) 下津、鯨川

(事 業)

第 四 条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- (1) 有田川から引水するかんがい排水施設の維持管理
- (2) 有田川から引水する県営かんがい排水事業造成施設の維持管理
- (3) 農地中間管理機構から委託を受けて行う事業

2 この土地改良区は前項の事業に付帯し、その事業を害しない範囲で当該施設を他の目的に使用させることができる。

3 この土地改良区は、第1項の事業を行うにあたり、多面的機能支払交付金に係る当該活動組織に参画する場合にあって、当該活動組織からその事務を委託された場合は、これを受託することができる。

(事務所の所在地)

第 五 条 この土地改良区の事務所は、有田市糸我町中番206番地に置く。

(公告の方法)

第 六 条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示板及びこの土地改良区の地区の属する市及び町の事務所の掲示板に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第 二 章 会 議

(総代会)

第七条 この土地改良区に総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第八条 総代の定数は、62人とする。

(総代の選挙)

第九条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第十条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第十一条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第十二条 この土地改良区の通常総代会の時期は毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第十二条の2 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(議決方法の特例等)

第十三条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併

及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第十四条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を召集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で召集された総代会の議事は、経常費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第十五条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第三章 役員

(役員の数)

第十六条 この土地改良区の役員定数は、理事26人及び監事5人とする。

2 前項の理事定数のうち、16人は、組合員であって耕作又は養畜の業務を営む者（組合員である法人の業務を執行する役員を含む。）とする。

3 前項の監事定数のうち、1人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員を選任)

第十七条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長)

第十八条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

第十九条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。

(事務の決定)

第二十条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第二十一条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査しその結果につき、総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第二十二条 役員任期は4年とし、その就任の日から起算する。但し、土地改良法（以下「法」という。）第29条の3第1項及び法第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第二十三条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

第四章 経費の分担

(経費分担の基準)

第二十四条 第4条第1項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。その基準は総代会の議決を経て別に定める。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(分担金)

第二十五条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき各工区別の地積割に賦課する。ただし、工事施工期間中の経費については、総代会の決議を経て別に定める。

(賦課徴収の方法)

第二十六条 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第二十七条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(督促)

第二十八条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を發してこれをするものとする。

(過怠金)

第二十九条 第24条、第25条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、この滞納の日数に応じて金100円につき1日4銭の延滞金並びに督促状を發した場合には督促手数料20円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の理由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第五章 雑 則

(係及び委員会)

第三十条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係りを置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前2項に規定する各係り又は委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第三十一条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収についての過怠金)

第三十二条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については第29条の規定を準用する。

(基本財産)

第三十三条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しは、規約で定める。

(財産分配の制限)

第三十四条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第三十五条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

昭和43年4月1日付の新設合併に際し、旧土地改良区より引継いだ財産については、第34条の規定にかかわらず総代会の議決を経て組合員に配分することができるものとする。

附 則

1 この定款は、昭和43年4月1日から施行する。

1 この変更定款は、昭和47年4月6日から施行する。

1 この変更定款は、昭和63年4月1日から施行する。

- 1 この変更定款は、平成16年4月1日から施行する。
- 1 この変更定款は、平成18年4月1日から施行する。
- 1 この変更定款は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この変更定款は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この変更定款は、平成31年4月1日から施行する。
- 1 この変更定款は、令和2年4月1日から施行する。
- 1 この変更定款は、令和2年8月1日から施行する。

有田川土地改良区総代選挙規程

令和 2年 4月 1日制定

(総代の被選挙権)

第 1 条 次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。

(1) 組合員でないもの (2) 未成年者 (3) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでの者

(選挙区等)

第 2 条 総代の選挙は、選挙区ごとに行うものとする。

2 総代の選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

選挙区	選挙区域	定数
第 1 区	有田川町 市場、中野、小川、丹生、糸野、下六川	3 人
第 2 区	有田川町 庄、垣倉、出、尾中、角、長田、上中島、長谷、船坂、田角、賢、井口、大谷、田口、大賀畑、下津野、天満、野田、小島、明王寺、水尻、土生、植野	17 人
第 3 区	有田市宮原町 須谷、東、道、滝、滝川原、畑、新町、下中島	11 人
第 4 区	有田市糸我町 中番、西	4 人
第 5 区	有田市 星尾、辻堂、千田、野、山地、古江見、宮崎町	15 人
第 6 区	湯浅町 田、栖原、吉川、湯浅	6 人
第 7 区	有田市 箕島、新堂、山田原 初島町里、浜、 海南市下津町 下津、鯉川	6 人

3 選挙人の所属の選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の選挙区にあるときは、当該選挙人が指定して土地改良区に届け出た土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

(選挙の時期)

- 第 3 条 総代の任期満了による総選挙は、その任期満了の前日60日から10日までに、その他の選挙にあつては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

(選挙の公告)

- 第 4 条 選挙の期日は、その期日から5日前までに公告するものとする。
- 2 前項の公告には、投票開始の時刻、投票終了の時刻、各選挙区ごとに選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数を記載するものとする。

(投票区等)

- 第 5 条 この土地改良区は、必要があると認めるときは、選挙区を分けて数投票区を設けることができる。
- 2 投票区ごとに一投票所を置く。
- 3 第1項の規定により数投票区を設けたときは、前条の公告にその旨を記載するものとする。

(選挙管理者等)

- 第 6 条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中からそれぞれこれを指名するものとする。
- 2 前項の投票管理者及び開票管理者は、選挙区ごと（前条第1項の規定により投票区を設けたときは、投票管理者にあつては投票区ごと）に指名するものとする。
- ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、これらの者を指名することを要しない。
- 3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、相兼ねることができる。

(選挙管理者の職務)

- 第 7 条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第9条の規定による報告を受けたときは、選

挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

(投票管理者の職務)

- 第 8 条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作って投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。
- 2 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。
 - 3 選挙管理者が投票管理者を兼ねる場合には、投票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(開票管理者の職務)

- 第 9 条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。
- 2 選挙管理者が開票管理者を兼ねる場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(選挙録等の保存)

- 第 10 条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙に係る総代の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

(選挙立会人等)

- 第 11 条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中から各 2 人（投票立会人及び開票立会人にあつては、選挙区ごと（第 5 条第 1 項の規定により投票区を設けたときは、投票立会人にあつては投票区ごと）に各 2 人）を指名するものとする。
- ただし、第 19 条第 1 項の規定により投票を行わない選挙区については、投票立会人及び開票立会人を指名することを要しない。
- 2 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、相兼ねることができる。

(投票)

- 第 12 条 投票は、選挙の当日、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て投票用紙に総代の候補者の氏名（法人にあっては、その名称。以下同じ。）を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。
- 2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において組合員に交付する。
 - 3 投票用紙に記載すべき選挙する総代の数は、1人とする。
 - 4 投票開始の時刻は午前7時とし、投票終了の時刻は午後5時とする。
 - 5 午後5時までに投票所に到着していない者は、投票することができない。

(投票の拒否)

- 第 13 条 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴いて、投票管理者が決定するものとする。

(開票)

- 第 14 条 開票所は、この土地改良区の事務所又は開票管理者の指定する場所に設ける。
- 2 開票は、投票の当日又はその翌日に行う。

(無効投票)

- 第 15 条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。
- 一 所定の用紙を用いないもの
 - 二 総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
 - 三 当該選挙区の総代の候補者以外の者の氏名を記載したもの
 - 四 被選挙権のない者の氏名を記載したもの
 - 五 総代の候補者の氏名を自書しないもの
 - 六 総代の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
 - 七 投票用紙に記載すべき数を上回る数の総代の候補者の氏名を記載したもの

八 当該選挙区に所属しない総代の候補者の氏名を記載したもの

(候補者の立候補等の届出)

第 16 条 当該選挙区の選挙権を有する組合員でなければ、当該選挙区において総代の候補者となり、又は総代の候補者を推薦することができない。

2 総代に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。

3 総代の候補者を推薦するには組合員 5 人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

4 この土地改良区は、総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別並びに投票所及び開票所を選挙の期日の 3 日前までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

ただし、第 19 条第 1 項の規定により投票を行わない選挙区については、当該公告に代えて、第 21 条第 1 項の公告を行うものとする。

5 総代の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

6 第 4 項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、又は総代の候補者が死亡し、若しくは第 17 条第 2 項の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(候補者等の制限)

第 17 条 選挙管理者、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、その関係区域内において総代の候補者となることができない。

2 総代の候補者が前項の規定により総代の候補者となることができない者となったときは、総代の候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

第 18 条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙区ごとに、選挙すべき総代の数で有効投票の総数を除して得た数の 4 分の 1 以上の得票数がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

第 19 条 総代の候補者の数その選挙において選挙すべき総代の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わない。

2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該総代の候補者をもって当選人と定めなければならない。

3 前項の場合において、当該総代の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

(当選人の失格)

第 20 条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又はその所属する選挙区を異動したときは、当選を失う。

(当選の公告)

第 21 条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2 前項の通知を受けた日から 7 日以内に当選を辞退する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第 22 条 当選人の数がその選挙において選挙すべき総代の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第 18 条の例によって、当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(当選の確定及び総代の就任)

第 23 条 選挙管理者は、第 21 条第 2 項（前条第 2 項において準用する場合を含む。）の期間満了の日の翌日、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があったとき、総代に就任するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任総代の任期満了後における第 24 条の規定による当選、第 25 条の規定による当選及び第 27 条の規定による選挙並びに土地改良法（以下「法」という。）第 23 条第 4 項において準用する第 29 条の 3 の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任総代の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(当選の取消しの場合の措置)

第 24 条 法第 136 条の規定により当選の取消しがあったときは、理事長は、直ちに第 18 条の例によって、当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第 20 条から前条までの規定を準用する。

(再選挙)

第 25 条 第 18 条から第 22 条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき総代の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第 136 条の規定による選挙若しくは当選の取消しの場合（前条の規定により当選人を定めることができることを除く。）にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(補欠総代の繰上補充)

第 26 条 選挙後 1 年以内に総代の欠員が生じた場合において、第 18 条第 1 項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第 18 条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第 20 条から第 23 条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第 27 条 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の定数の 6 分の 1 未満であるとき（総代の定数が 2 人以上 6 人未満である選挙区にあっては、欠員数が 1 人であるとき）又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前 6 月以内であるとき（総代の数が当該土地改良区の総代の定数の 3 分の 2 に達しなくなったときを除く。）は、補欠選挙を行わないことができる。

(総選挙)

第 28 条 総代及びその当選人の全てがないとき又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。

附 則

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

有田川土地改良区役員選任規程

昭和43年 4月 1日制定
 昭和47年 4月 6日改正
 昭和63年 3月29日改正
 平成15年 3月27日改正
 平成18年 3月30日改正
 平成27年 3月26日改正
 令和 2年 3月27日改正

(役員の被選任権)

第 一 条 次に掲げる者は、理事の被選任権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 未成年者
- (4) 破産者で復権のできない者
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終えるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 前項第2号から第5号までに掲げる者は、監事の被選任権を有しない。

(役員を選任)

第 二 条 役員のうち理事は、各被選任区につきその区域に所属する組合員の内から選任するものとする。

2 役員の内土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者の内から、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。

3 前2項の規定による役員の前被選任区及びその区域から選任すべき役員の前定数は、次のとおりとする。

被選任区	被 選 任 区 域	定 数		
		理事数	監事数	員外監事数
第1被選任区	(有田川町) 市場、中野、小川、丹生、糸野、下六川	3人	1人	
第2被選任区	(有田川町) 庄、垣倉、出、尾中、角、長田、上中島、長谷、船坂 田角、賢、井口、大谷、田口、大賀畑、下津野、天満、 野田、小島、明王寺、水尻、土生、植野	5人		

第3被選任区	(有田市宮原町) 新町、須谷、東、道、滝、滝川原、畑 (有田市) 下中島	4人	1人	1人
第4被選任区	(有田市糸我町) 中番、西	3人		
第5被選任区	(有田市) 星尾、辻堂、千田、野、山地、古江見、宮崎町	5人		
第6被選任区	(湯浅町) 田、栖原、吉川、湯浅	3人	1人	
第7被選任区	(有田市) 箕島、新堂、山田原 (有田市初島町) 里、浜、 (海南市下津町) 下津、鯨川	3人	1人	

4 組合員である被選任人の所属の被選任区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選任人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選任区にあるときは、当該被選任人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

(選任の時期)

第 三 条 役員任期満了による選任は、その任期満了の前日60日から10日までに、その他の選任にあつてはこれを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

(選任の議決)

第 四 条 役員は、総代会の議決によって選任する。

(選任の議案)

第 五 条 役員選任に関する議案は、理事長がこれを総代会に提出する。

2 理事長は、役員選任に関する議案を総代会に提出するには、附属書総代選挙規程第2条第2項に規定する総代の各選挙区の総代から選ばれた者をもって構成する推薦会議において被選任人として推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。

第 六 条 推薦会議は、前条第2項の規定により被選任人として推薦しようとするときはあらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(選任議決の投票)

第 七 条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、総代自ら、総代名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、理事長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。

第 八 条 議長は、投票が終わったときは、あらかじめ総代会において選任した立会人 2 人以上立会のうえ、投票箱を開き投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 被選任人は、前項の立会人となることができない。

(投票の無効)

第 九 条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

1 所定の用紙をもちいないもの

2 賛否の確認し難いもの

(選任の確定及び役員就任)

第 十 条 役員を選任に関する議案が総代会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者（以下「被選任者」という。）にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第 11 条若しくは第 12 条の選任又は土地改良法（以下「法」という。）第 29 条の 3 の改選、法第 29 条の 4 の規定による役員を選任、法第 134 条第 2 項の改選若しくは法第 136 条の規定による決議の取消しによる選任の場合を除き、公告の時が現任役員任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第 十 一 条 被選任者が、第 1 条各号の一に該当することとなったこと、第 2 条第 3 項に規定する被選任区を異動したこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第 136 条の規定による決議の取り消しの結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第 十 二 条 役員の一部がかけた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数がそれぞれ理事の定数の 3 分の 1 未満であるとき、若しくは監事の定数の 3 分の 2 未満であるとき、又は役員に欠員を生じたときが役員任期満了前 3 ヶ月以内であるときは、監事が 1 人となる場合及び員外理事の

全員が欠けた場合を除き、次の総代会まで補欠選任を行わないことができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和43年4月1日から施行する。
- 1 この変更規程は、昭和47年4月6日から施行する。
- 1 この変更規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 1 この変更規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 1 この変更規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 1 この変更規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この変更規程は、令和2年8月1日から施行する。